



2021年9月28日  
カトリックさいたま教区 司教  
マリオ 山野内 倫昭

## 新型コロナウイルスの感染拡大に対する教区の対応について (第20次) —日本政府の「緊急事態宣言」の終了を受けて—

日本政府からの「緊急事態宣言 (第4回)」が9月30日で終了することが発表されました。従いまして、

「公開でのミサ」の休止を10月1日(金)より解くことといたします。  
今後、当面の教会活動は「対応 (第14次)」に即して行ってくださるようお願いします。

しかし、今回の宣言の終了は、これまで同様、新型コロナウイルスの拡大の終息を意味するものではありません。ワクチン接種が進んでいる効果が大きいと考えられますが、感染の再拡大を防ぐため、3密を守るなど、一層気を引き締めて、お互いに、注意深い行動を続けて心がけましょう。

### 主な制限は下記の三つです。

1. 主日のミサの回数制限：日曜日に1回、土曜日に1回 (前晩のミサ) としますが、すべての信徒が月に1回は主日のミサに与えるようにしていただきたく思いますので、その場合に限り、日曜日のミサを2回とすることを許可します。
2. ミサは、引き続き、「日本語のミサ」、または、「日本語を基本とし、共同祈願や朗読の一部を外国語で行うもの」のみ許可します。
3. 教会活動は小教区運営に関わる最低限不可欠なもの (葬儀など) を除き、引き続き休止としてください。

(なお、新型コロナウイルスの感染のリバウンドが生じた場合には改めて指示を行います。)